

② 被保険者均等割額の2割・5割軽減対象者の基準が広がります。

軽減の割合	軽減後の被保険者均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額(※)	
		改正前(令和元年度)	改正後(令和2年度)
5割	27,158円	33万円+(28万円×被保険者数)以下	33万円+(28万5千円×被保険者数)以下
2割	43,452円	33万円+(51万円×被保険者数)以下	33万円+(52万円×被保険者数)以下

(※) 総所得金額等の合計額とは、前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額です。ただし、世帯主や被保険者が65歳以上で、公的年金等所得がある場合、公的年金等所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。

◆1人あたりの年間保険料の上限額が変わります。

1人あたり 年間保険料上限額	改正前(令和元年度)	改正後(令和2年度)
	62万円	64万円

■問い合わせ／長寿支援課 ☎880-6556



第58回市民体育大会

種目	会場	開催日時
テニス	サンピアシリーズ	7月5日(日)8:30
クレー射撃	高知射撃場	7月5日(日)9:00
水泳	十市小学校	7月19日(日)8:30
軟式野球	比江スポーツグラウンド	7月26日(日)~ ※毎朝5:30より ※開会式7月17日(金)
バドミントン	スポーツセンター	7月26日(日)9:00
スカッシュバレー	スポーツセンター	8月9日(日)8:50
陸上競技	高知県立青少年センター	8月9日(日)9:00
ゲートボール	あけぼの公園運動広場	8月12日(水)8:30
少年サッカー	吾岡山文化の森スポーツ広場	8月29日(土)9:00
ミニバスケットボール	スポーツセンター	8月30日(日)8:30
バスケットボール	三和スポーツ交流センター	9月6日(日)8:30
武道 (空手道・合気道・剣道) なぎなた・少林寺拳法	スポーツセンター	9月13日(日)13:00
バレーボール	スポーツセンター	9月13日(日)9:00
ベタック	三和交流グラウンド	9月21日(月)8:30
ターゲット・ バードゴルフ	高知空港緑の広場 多目的グラウンド	10月10日(土)8:30
卓球	スポーツセンター	11月3日(火)9:00

■申込方法／所定の用紙に記入の上、スポーツセンターまで

*参加種目は1人2種目以内

■申込締切／開催日の15日前まで

■備考

(1)各種目とも1位から3位まで表彰(武道は優秀賞)

(2)種目によって雨天中止する場合があります。

(3)各種目の抽選は種目団体が行います。

(4)参加資格は、申込責任者がその責任を負ってください。
児童、生徒については保護者の承諾印が必要です。

(5)大会中の負傷は、応急処置以外は責任を負いかねます。

(6)参加者は、スポーツ安全保険などへの加入をお願いします。

■主催／南国市・南国市教育委員会

■申込み・問い合わせ
スポーツセンター
☎865-8015
〒783-0094 南国市前浜1344-3

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によって、延期または中止となる可能性があります。その際は、ホームページ等にてお知らせします。

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ



◆令和2・3年度の保険料率が決まりました。

●被保険者均等割額 54,316円 ●所得割率 10.49%

高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加していますが、基金を活用することにより、令和2・3年度の保険料率については、平成30年度・令和元年度の保険料率(被保険者均等割額54,394円・所得割率11.42%)から引き下げることとなりました。

令和2年度の個々の保険料額につきましては、前年中の所得が確定した後、次の計算方法により7月初旬に決定する予定です。

令和2年度の保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

1人あたりの
年間保険料

=

1人あたり定額の保険料
〔被保険者均等割額〕
54,316円

+

所得に応じた保険料
〔所得割額〕
賦課基準額×10.49%

- 賦課基準額とは、総所得金額等(被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額)から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額です。
- 1人あたりの年間保険料の上限は64万円です。

◆令和2年度の被保険者均等割額の軽減が変わります。

① 被保険者均等割額8割・8.5割軽減の特例措置が縮小されます。

「被保険者均等割額」については、下表のような軽減措置があります。令和元年度に8割軽減・8.5割軽減の対象だった方は、これまで国の特例措置により軽減割合が上乘せられていましたが、令和元年度から段階的に制度本来の7割軽減に戻す見直しが行われています。

軽減の割合		軽減後の被保険者均等割額		同一世帯内の世帯主と被保険者の 総所得金額等の合計額(※)
令和 元年度	令和 2年度	令和 元年度	令和 2年度	
8割	➡ 7割	10,878円	➡ 16,294円	33万円以下で、被保険者全員が公的年金等収入80万円以下かつその他の所得がない
8.5割	➡ 7.75割	8,159円	➡ 12,221円	33万円以下で、上の基準に該当しない

(※) 総所得金額等の合計額とは、前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額です。ただし、世帯主や被保険者が65歳以上で、公的年金等所得がある場合、公的年金等所得から15万円を差し引いた額で軽減を判定します。

(注意) 保険料の軽減は、その年度の4月1日(4月2日以降新たに資格を取得した方は資格取得日)時点の世帯構成による世帯主及び被保険者全員の前年中の所得をもとに算定されます。世帯主及び被保険者のうち、前年中の所得が未申告の方がいた場合、その世帯の被保険者全員の保険料の軽減が判定できませんので、必ず所得の申告をお願いします。